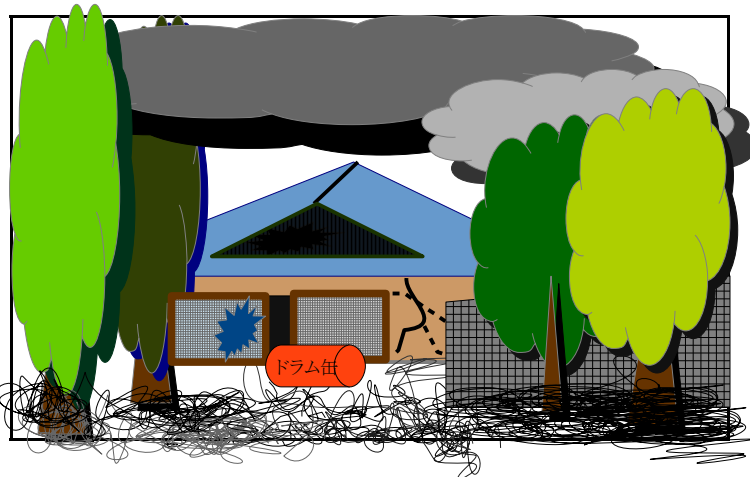


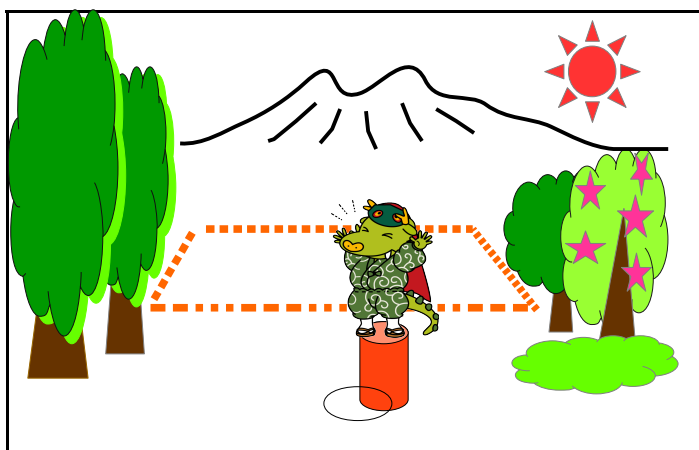
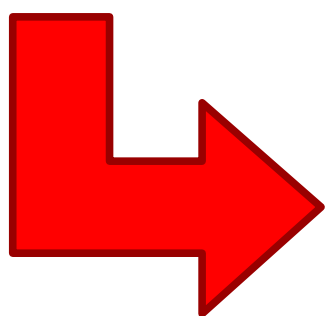
# 龍ヶ崎市老朽空家等解体費等 補助金交付制度の手引き

この制度は、老朽化等により周辺的生活環境の保全に著しく有害となる空家等の解体を促進するため、その解体工事にかかる費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

## 老朽化した「危険空家」**Before**



## 解体後 (**After**)



平成29年4月

龍ヶ崎市役所市民生活部

交通防犯課

## 目次

<b>第1章</b>	<b>空家等の所有者等の責務</b> . . . . .	2
<b>第2章</b>	<b>老朽空家等解体費等補助金交付制度概要</b> . . . . .	3
	1 補助対象となる空家等	
	2 補助対象者	
	3 対象となる工事（施工業者）	
	4 補助対象経費	
	5 補助金の額	
<b>第3章</b>	<b>補助申請手続きの流れ</b> . . . . .	5
	1 事前相談・確認	
	2 補助金の交付申請	
	3 契約⇒工事開始⇒完了	
	4 実績報告	
	5 補助金請求	
	6 問合せ窓口	
<b>第4章</b>	<b>申請書類様式（記入例）</b> . . . . .	9
<b>第5章</b>	<b>老朽空家等解体費等補助金交付制度Q &amp; A</b> . . . . .	25

# 第1章 空家等の所有者等の責務

(空家等の所有者・管理者のみなさんへ)

空家等は個人又は法人の財産です。

そのため、本来、空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めなければなりません。

(空家等対策の推進に関する特別措置法第3条)

万が一、空家等の倒壊や屋根・外壁等の落下により、道路通行者や隣家などに被害が生じた場合は、

**所有者や管理者の責任となり、賠償責任を問われるおそれがあります。**

す。

★問題が発生する前に、

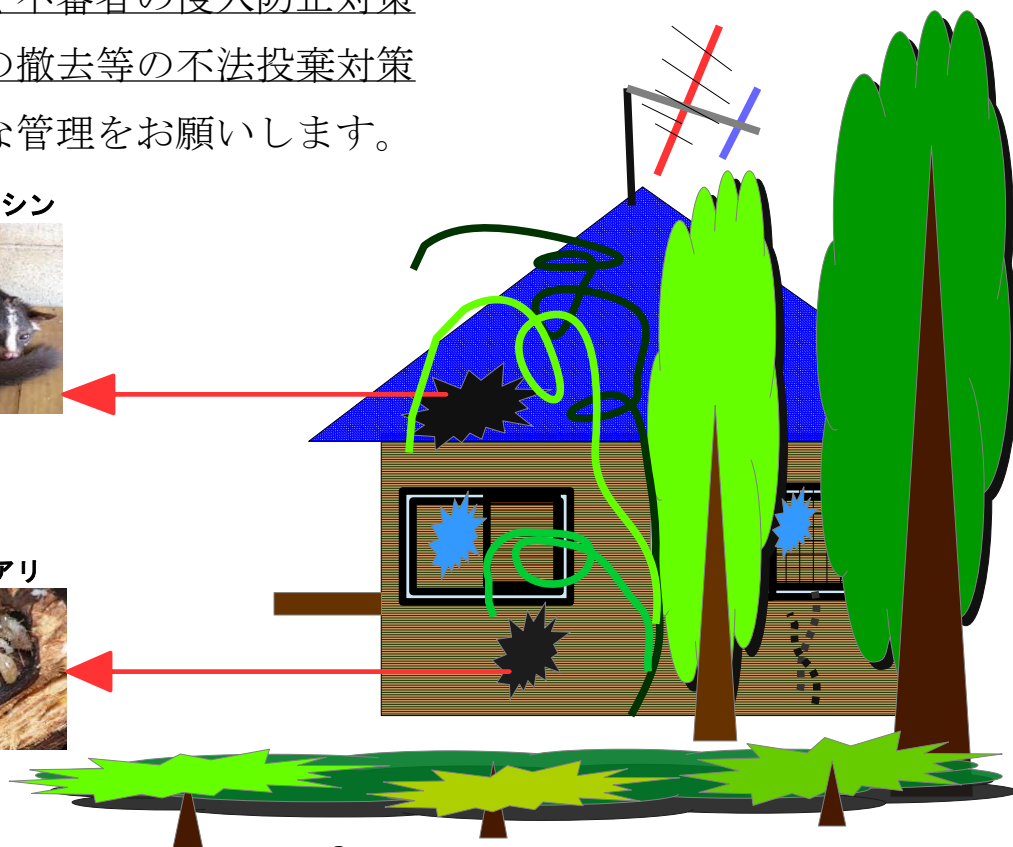
- 老朽化した空家の解体を検討する
- 破損している屋根や外壁等の建材の飛散防止対策
- 敷地内の除草・立木等の剪定
- 動物や不審者の侵入防止対策
- ごみの撤去等の不法投棄対策

空家等の適切な管理をお願いします。

ハクビシン



シロアリ



## 第2章 老朽空家等解体費等補助金交付制度概要

### 1 補助対象となる空家等（下記の要件を全て満たすこと）

(1) 次の条件のいずれにも該当する必要があります。

ア 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第12条の規定により市から空家等の適切な管理の促進を求められた際、その求めに応じて空家等の適切な管理のための措置を行った実績がある。

イ 特定空家等で法第14条第1項の規定による助言又は指導を受け、かつ、同条第2項の規定により勧告を受けていないもの。

ウ 昭和56年5月31日以前に建築され、補助対象空家等及び同一敷地内の建築物及びその敷地が1年以上使用されていないもの。

エ 個人が所有するもの。

オ 所有権以外の権利が設定されていないもの。

カ 公共事業の対象となっていないもの。

キ 解体工事等に伴い、他の補助金等の交付を受けていないもの。

(2) 前記条件にかかわらず、空家等が通学路に面し、倒壊した場合に通学路に支障をきたす恐れがある等公益上特に必要があると市長が認めるものは、補助対象空家等とすることができます。

### 2 補助対象者（申請者）

(1) 補助の対象となる空家等の所有者又は相続人

(2) 市税等の滞納のない方

(3) 暴力団やその関係者でない方

※ この補助制度は、個人を対象としており、法人は申請できません。

### 3 対象となる工事（施工業者）

(1) 市内に本店、支店又は営業所がある次のいずれかの事業者

ア 建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事業の登録を受けた事業者

(2) 前記条件にかかわらず、次のいずれかに該当する工事は、補助対象工事とはなりません。

ア 補助金交付の決定前に着手した解体工事

※ 補助対象空家等の状況により緊急に解体工事が必要であると市長が認める場合は除きます。

イ 補助対象となる空家等の一部を解体する工事

※ 基礎など地上構造物以外のもの（門や塀又は立木等）を残置する場合は除く。ただし、管理不全な状態で放置する場合は除きます。

## 4 補助対象経費

(1) 補助対象となる空家等の解体

(2) 解体に係る仮設工事費

(3) 廃材等の運搬及び処分並びに整地（砕石敷均する等の舗装費用は除く）

※ 空家等の解体除去に併せて行う門・塀又は立木等の除去は、補助金の対象となりますが、空家の解体を伴わない、門・塀又は立木等の除去のみの工事は補助の対象となりません。

## 5 補助金の額

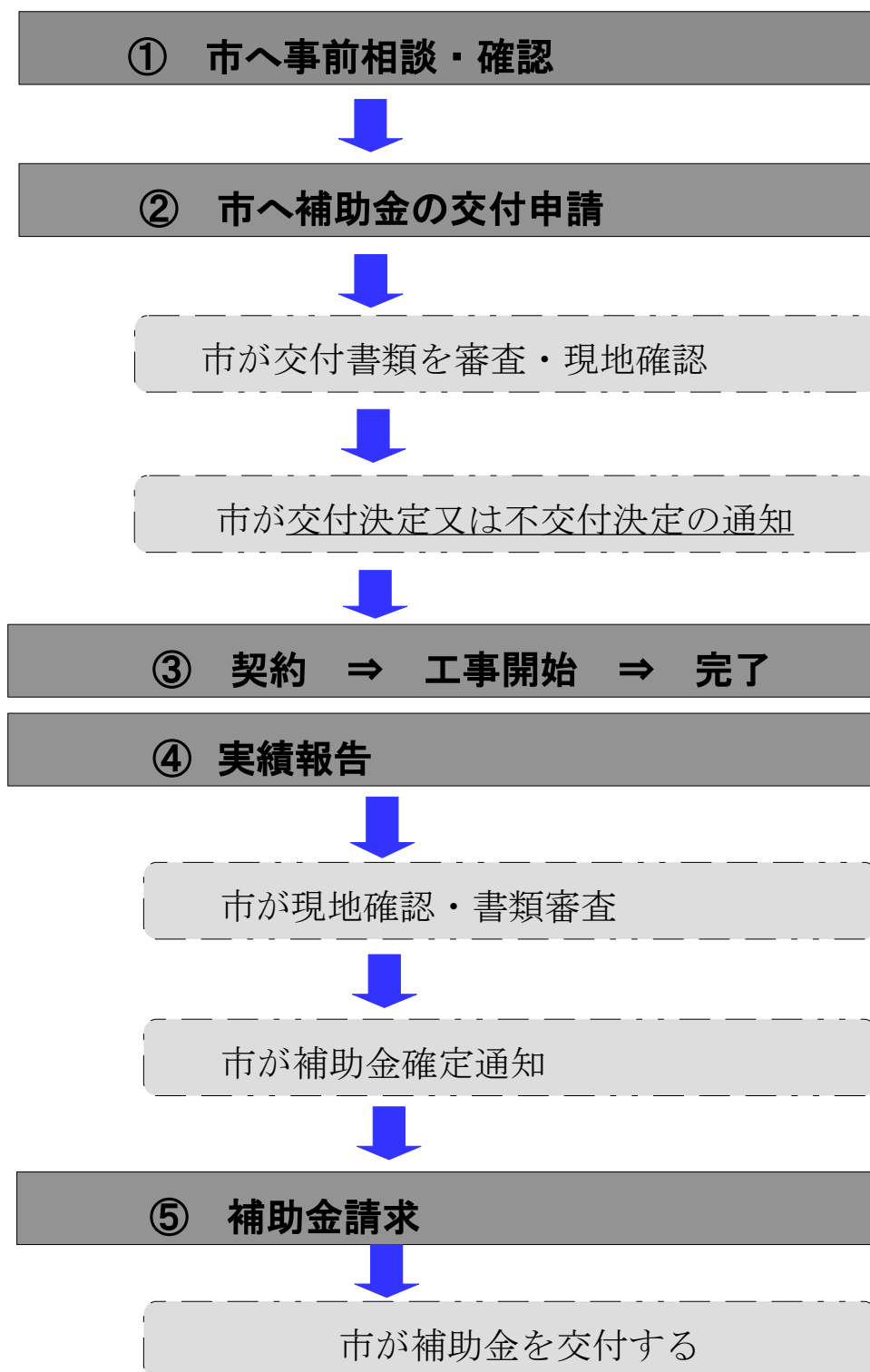
補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、上限を50万円とします。

## 第3章 補助申請手続きの流れ

老朽空家等解体費等補助金の申請を行う場合の流れを以下の図で表しますので、申請を考えている方は、まずは交通防犯課までご相談ください。

※1 ①～⑤が補助金を受けようとする方の対応となります。

※2 市から交付決定の通知があるまで、業者と契約はしないで下さい。



## ① 事前相談・確認（申請者 ⇒ 交通防犯課）

補助金の交付を受けようとする老朽空家等の所有者又は相続人となっている方は、「補助金交付申請書」を提出する前に、まずは交通防犯課へお問い合わせください。主に以下の項目について事前に相談・確認します。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という）第12条の規定により市から空家等の適切な管理を行うよう求められ、それに誠実に応じた実績があること。
- (2) 特定空家等と認定されていること。
- (3) 特措法第14条第1項の規定により助言又は指導を受け、かつ、同条第2項の規定により勧告を受けていないこと。
- (4) 前記(1)～(3)にかかわらず、解体しようとする空家等が通学路に面し、倒壊した場合に通学路に支障をきたす恐れがある等公益上特に必要があると市長が認めていること。

## ② 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする方は次の書類を用意してください。

- (1) 龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付申請書  
【p p. 9-10 様式第1号】
- (2) 補助対象工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し  
(工事の内訳明細が確認でき、業者の住所表記が龍ヶ崎市内であり、見積書の宛て名が申請者となっていること)
- (3) 解体しようとする空家等の付近の見取図、配置図及び現況の写真  
(建物全体が撮影された写真2枚程度)
- (4) 解体しようとする空家等の登記事項証明書  
(補助金交付申請者の分 ※発効日から3ヶ月以内のもの／その他対象空家等の所有者や建築時期が確認できる書類)
- (5) 相続人が申請する場合は、相続を証する書類（戸籍等の謄抄本）  
※相続関係の確認のため必要です。
- (6) 委任状を受けた代理人が手続きをする場合には、所有者又は相続人からの委任状【p. 11 参考様式例第1】
- (7) 解体しようとする空家等に共有者がいる場合には、解体に係る共有者全員分

の同意書【p p. 12-13 参考様式例第2又は第3】

(8) 空家等解体後の跡地に関する誓約書【p. 14 様式第2号】

(9) 施工業者の要件を確認できる書類

(建設業許可通知書の写しなど)

(10) その他市長が必要であると認める書類

① 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書【p. 15 参考様式例第4】

(※申請時に口頭で確認の上、市で用意した前記誓約書兼同意書を作成していただきます。)

② 確約書

(共有者がいる場合や建物所有者及び土地所有者が死亡し、遺産分割協議等が整っていない場合に作成する。)

【p p. 16-17 参考様式例第5又は第6】

③ 空家等に至った経緯を証明する書類

(電気・水道の停止日や施設入所日が分かるもの、貸家の場合は賃貸借契約書など)

※市では、申請を元に現地確認を行います。

### ③ 契約 ⇒ 工事開始 ⇒ 完了

市からの補助金交付決定通知を受けてから工事業者と契約を交わし、工事を開始してください。

※工事の途中で、解体工事費予定額に変更が生じた場合には、速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付変更申請書【p. 20 様式第5号】を提出していただくことになります。

### ④ 実績報告（申請者 ⇒ 交通防犯課）

工事が完了したら、その完了の日から起算して30日以内に次の書類を提出してください。

(1) 龍ヶ崎市老朽空家等解体工事完了実績報告書【p. 22 様式第7号】

(2) 補助対象空家等を解体工事した現場の写真

(着工前・完了を同じ位置から撮影)



- (3) 解体工事に係る費用の領収書の写し
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書（マニフェストD票の写しなど）
- (5) その他市長が必要と認める書類

例～建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出書の写し

## ⑤ 補助金請求

市から補助金確定通知の通知を受けてから，龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付請求書【p. 24 様式第9号】により，市長に請求してください。

※1 市から指定口座への補助金の振込みをもって，この事業の完了となります。

※2 補助金の交付に係る経費の収支を明らかにした書類等は5年間保存してください。

## ◎ 問合せ窓口

茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市役所4階

市民生活部 交通防犯課 防犯対策グループ

連絡先0297-64-1111（内線492）

## 第4章 申請書類様式（記入例）

様式第1号（第8条関係）

（申請者が作成する）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付申請書

龍ヶ崎市長 様

申請者 住 所 **龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地**  
 氏 名 **龍ヶ崎 一郎**  
 電話番号 **0297-00-5555**



平成〇〇年度龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、同要綱第4条第3号の規定に関し、私について市が調査することに同意します。

建築物の所在地	龍ヶ崎市 <b>△△町△△番地</b>		
建築物の所有者	住所: <b>龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地</b> 氏名: <b>龍ヶ崎 太郎</b>		
建築物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅		
建築物の概要	階 数	<b>1 階</b>	敷地面積 <b>86 m<sup>2</sup></b>
	建築面積	<b>30 m<sup>2</sup></b>	延べ面積 <b>30 m<sup>2</sup></b>
建築年月日	<b>昭和48 年 4 月 1 日</b>		
解体工事費予定額	金 <b>1,100,000 円</b>		
補助金交付申請額	金 <b>500,000 円</b>		
解体工事請負者	請負者名 <b>〇〇解体株式会社</b> 建設業の許可( <b>〇〇〇〇</b> ) 第 <b>×××××</b> 号 所在地 <b>龍ヶ崎市〇〇番地</b> 電話番号 <b>0297-60-××××</b>		
解体工事期間	<b>平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日</b>		

※以下の欄には，記入しないでください。

納税状況調査欄	区 分	滞納の有無	特記事項
	市民税	有 ・ 無	確認者 印
	固定資産税・都市計画税	有 ・ 無	
	軽自動車税	有 ・ 無	
	国民健康保険税	有 ・ 無	
	介護保険料	有 ・ 無	
下水道使用料	有 ・ 無		

添付書類等

書 類 等	担 当 課 チェック欄
1 補助対象工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し	
2 補助対象空家等の付近の見取図，配置図及び現況写真	
3 登記事項証明書その他の補助対象空家等の所有者及び建築時期が確認できるもの	
4 相続人が申請する場合は，所有者の戸籍謄本又は除籍謄本	
5 委任を受けた代理人が手続をする場合は，所有者又は相続人の委任状	
6 補助対象空家等の共有者がいる場合は，当該共有者の補助対象空家等の解体に係る全員分の同意書	
7 市税に滞納がないことを証する書類	
8 誓約書（様式第2号）	
9 補助対象工事を行う事業者が建設業法第3条第1項の規定による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定による登録を受けたことを証する書類	
10 その他市長が必要であると認める書類	

(委任を受けた代理人が手続きを行う場合)

【参考様式例第1】

委 任 状

私は都合により **龍ヶ崎 一 郎** を代理人と定め、  
下記の空家等について、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱の規定  
による補助金交付申請手続きを委任します。

記

空家等の所在地及び地番

龍ヶ崎市 **△△町△△番地** \_\_\_\_\_

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 **龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地**

氏 名 **龍ヶ崎 花子** 

(補助対象空家等の共有者がいる場合)

【参考様式例第2】

同 意 書

(申請者が作成する)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

私は、下記の申請者が代表者として、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱の規定による補助金交付申請及びそれに伴う補助金の請求等一切についての手続きを行い、下記の建築物について解体除去することを同意します。

・建築物所在地： 龍ヶ崎市 △△町△△番地

・建築物所有者： 龍ヶ崎 太郎

・申請者： 龍ヶ崎 一郎 (所有者との続柄： 長男)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地

氏 名 龍ヶ崎 花子 (所有者との続柄： 妻)

住 所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地

氏 名 龍ヶ崎 一郎 (所有者との続柄： 長男)

住 所

氏 名 印 (所有者との続柄： )

住 所

氏 名 印 (所有者との続柄： )

住 所

氏 名 印 (所有者との続柄： )

※1 この物件（建物）について、所有権のあるすべての方の署名をお願いします。

※2 この場合は、別途確約書（p 16 参照）の提出が必要です。

(建築物所有者と土地所有者が異なる場合)

【参考様式例第3】

同 意 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様


住 所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地

建築物所有者

(法定相続人) 氏 名 龍ヶ崎 花 子 

住 所 龍ヶ崎市若柴町〇〇番地

土地所有者

(法定相続人) 氏 名 若柴 三 郎 

下記の者が、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱の規定による補助金交付申請及びそれに伴う補助金の請求等一切についての手続きを行い、下記の建築物を解体除去することに同意します。

記

申請者 住所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地  
氏名 龍ヶ崎 一 郎

補助対象事業の実施場所

解体しようとする建築物の所在地

龍ヶ崎市 △△町△△番地

※建築物所有者及び土地所有者に共有者がいる場合や、各所有者が死亡し相続が終わっていない場合は、別途確約書（pp.16-17参照）の提出が必要です。

様式第2号(第8条関係)

(申請者が作成する)

誓 約 書

私は、補助対象空家等の存した敷地について、私が当該敷地を所有している間、管理不全な状態とならないよう自己の責任において適正に管理することを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

住 所 **龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地**

電話番号 **0297-00-5555**  
(自書)

氏 名 **龍ヶ崎 一 郎**



【参考様式例第4】

(申請者が作成する)

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私は、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。また、市が必要な場合には、警察に照会することについて同意します。

記

- 1 暴力団員（龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- 2 暴力団員等（龍ヶ崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）
- 3 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用している者
- 4 暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
- 5 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地  
(フリガナ) リュウガサキ イチロウ  
氏 名 龍ヶ崎 一 郎 印  
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日生 (男・女)



(建築物所有者及び土地所有者に共有者がいる場合)

その他市長が必要であると認める書類

【参考様式例第5】

(申請者が作成する)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地

氏名 龍ヶ崎 一郎 

## 確 約 書

龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱の規定による補助金交付について、下記建築物及び建築物の敷地の所有者（共有者含む）から同意を得て、私が申請者となり、今回の補助金の交付申請及びそれに伴う補助金の請求等一切についての手続きを行います。万が一、下記の建築物及び建築物の敷地の所有者（共有者含む）から異議があった場合は、私が責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えないことを確約します。

## 記

補助対象事業の実施場所

解体しようとする建築物の所在地

龍ヶ崎市 △△町△△番地

(建築物所有者及び土地所有者が既に死亡し、遺産分割協議等が整っていない場合)


その他市長が必要であると認める書類

【参考様式例第6】

(申請者が作成)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地  
氏名 龍ヶ崎 一郎 

### 確 約 書

龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱の規定による補助金交付について、下記建築物の所有者 **龍ヶ崎太郎** は、平成〇〇年〇〇月〇〇日

敷地の所有者  は、年 月 日

に死亡しておりますが、法定相続人から同意を得て、私が代表者となり、今回の補助金の交付申請及びそれに伴う補助金の請求等一切についての手続きを行います。万が一、他の相続人から異議があった場合は、私が責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えないことを確約します。

記

補助対象事業の実施場所

解体しようとする建築物の所在地

龍ヶ崎市 △△町△△番地

必要のない文章は、二重線を引き押印する。

様式第3号(第9条関係)

(市が作成する)

龍ヶ崎市指令 第 号

申請者 住 所  
氏 名

龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金の交付について、次のとおり決定したので、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長

印

交付決定額 金 円

様式第4号(第9条関係)

(市が作成する)

龍ヶ崎市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金の交付について、次のとおり不交付としたので、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長 印

不交付とした理由

様式第5号(第10条関係)

(申請者が作成する)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付変更申請書

龍ヶ崎市長 様

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地  
氏 名 龍ヶ崎 一 郎  
電話番号 0297-00-5555



平成〇〇年〇〇月〇〇日付け龍ヶ崎市指令 第 〇〇 号で補助金の交付の決定があった龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金に係る補助対象工事について、工事内容の一部を次のとおり変更したいので、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

変更内容	<b>解体工事費予定額1,000,000円と訂正する。</b>
変更理由	<b>当初、解体工事費予定額を1,100,000円としていたが、再度、試算したところ、1,000,000円と判明したため。</b>

(添付書類)

補助対象経費の額を変更する場合は、補助対象工事に要する費用が分かる見積書及びその内訳書の写し

(市が作成する)

龍ヶ崎市指令 第 号

申請者 住 所  
氏 名

龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付変更申請について、次のとおり決定したので、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。


年 月 日

龍ヶ崎市長 印

変更承認内容	
--------	--

平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地  
氏 名 龍ヶ崎 一 郎   
電話番号 0297-00-5555

龍ヶ崎市老朽空家等解体工事完了実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け龍ヶ崎市指令 第 〇〇 号で補助金の交付の決定を受けた龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金に係る補助対象工事が完了したので、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

補助金交付決定額	金 500,000 円	
工事施行日	着手日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	完了日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

添付書類

- 1 補助対象工事完了後の現況写真
- 2 補助対象工事に係る費用の領収書の写し
- 3 廃棄物処理に関する処分証明書
- 4 その他( )

龍 第 号  
年 月 日

様

龍ヶ崎市長 印

龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出された龍ヶ崎市老朽空家等解体工事完了実績報告書を審査した結果、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金の額を次のとおり確定したので、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日
指令番号	龍ヶ崎指令 第 号
交付決定額	金 円
交付確定額	金 円



平成〇〇年〇〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇一丁目2番地  
 氏 名 龍ヶ崎 一 郎  
 電話番号 0297-00-5555



龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け龍 第 〇〇 号で額の確定を受けた龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金について、龍ヶ崎市老朽空家等解体費等補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

交付確定額	金 500,000 円			
交付請求額	金 500,000 円			
振込先	金融機関名	茨銀行	支店名	龍ヶ崎支店
	口座番号	123〇〇〇	区分	普通
	フリガナ	リュウガサキ イチロウ		
	口座名義人	龍ヶ崎 一 郎		

## 第5章 老朽空家等解体費等補助金交付制度Q & A

### ◎対象となる空家等について

Q 1	この制度の空家等とは、どのようなものですか。
A 1	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）第2条第1項において、『空家等』とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）と規定しています。</p> <p>この制度での『空家等』は、法で規定される空家等の定義のうち、敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）のみの場合は対象となりません。</p>
Q 2	この制度の特定空家等とは、どのようなものですか。
A 2	<p>◎基本的な考え方 法第2条第2項において『特定空家等』とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態</li> <li>② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態</li> <li>③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態</li> <li>④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</li> </ol> <p>にあると認められる空家等を言います。</p> <p>◎市では独自に『特定空家等の認定基準』を定め、認定方法は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建物等の危険度の有無 (建物の傾き、屋根材の状況、樋の状況、外壁材の状況、その他の破損状況、門・塀の状況、擁壁の状況、ゴミの投棄・堆積の有無、窓ガラスの状況、雑草・立木の状況)</li> <li>② 周辺への影響度の有無 (第三者へ危害を与える可能性があるか、建物が通学路に面しているか、苦情があるか)</li> </ol> <p>等により、『特定空家等の候補』となるかどうかを判断します。</p> <p>この結果により『特定空家等の候補』となるものに対しては、空家等対策推進協議会で審議し、『特定空家等』の認定を行います。</p>

	<p>※この制度での『特定空家等』は、事由が工作物や立木の繁茂のみの場合には対象となりません。</p>
Q 3	<p>この制度を利用できる空家等の条件は何ですか？</p>
A 3	<p>① 法第12条の規定により、市から空家等の適切な管理の促進を求められ、その求めに応じて何らかの対策を講じた実績があること。</p> <p>例 ・破損したガラス窓の交換やベニヤ板を打ち付ける等して人や動物の侵入防止対策をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・めくれあがったトタン屋根の修繕</li> <li>・落下の危険性のあるアンテナや瓦等の撤去</li> <li>・繁茂した草木の剪定や除去</li> </ul> <p>など適切な管理を行った実績です。</p> <p>② 特定空家等で法第14条第1項の規定により、市から『助言や指導』を受け、かつ、同条第2項の規定による『勧告』を受けていないこと。</p> <p>③ 昭和56年5月31日以前に着工された市内に存在する空家等であり、同空家等のほかに、同じ敷地内に建てられている他の建築物並びにその敷地が1年以上使用されていないものであること。</p> <p>※昭和56年5月31日以前に着工された市内に存在する空家等～旧耐震基準で建築された建物の意味であり、平成7年の阪神淡路大震災時には、多くの建物が倒壊又は崩壊しています。</p> <p>※同じ敷地内に建てられている他の建築物並びにその敷地が1年以上使用されていないもの</p> <p>～同一敷地内に使用していない旧母家や倉庫があり、その他に居住等で利用している母家があると仮定します。</p> <p>この場合に建替えや除去のため旧母家等のみを解体除去する場合は、補助金の対象とはなりません。この制度は、あくまでも1年以上放置された老朽空家等を解体除去して更地化を図ることを目的としています。</p>

	<p>④ 個人が所有していること。  <b>※法人が所有している場合は対象となりません。</b></p> <p>⑤ 所有権以外の権利が設定されていないこと。</p> <p>⑥ 公共事業の対象となっていないこと。</p> <p>⑦ 解体工事等に伴い、他の補助金等の交付を受けていないこと。          などとなります。</p> <p>⑧ 前記条件にかかわらず、空家等が通学路に面し、倒壊等の恐れがあるなど公益上必要があると市長が認めるものについては、補助対象の空家等になります。</p>
Q 4	昭和56年以降に、家屋の一部を増築しましたが、補助の対象となりますか。
A 4	この場合、同一敷地内で一体の建築物と見なしますので対象とはなりません。

## ◎対象者について

Q 1	亡くなった父の名義になっている空家を解体したいのですが、子供の私が補助金を申請できますか。
A 1	<p>相続人であれば申請できます。          ただし、申請者以外に空家の権利を有する者がいる場合には、その全員の同意が必要となります。</p> <p>○補助金交付申請時まで          ・空家の共有者全員分の同意書【p. 12参考様式例第2参照】          ・確約書【p. 17参考様式例第6参照】          ・共有者全員の続柄等を示す戸籍謄本又は除籍謄本等の関係書類を用意してください。</p>
Q 2	施設に入居している母名義の空家を解体したいのですが、子供の私が補助金の申請ができますか。
A 2	所有者の代わりに解体業者等と契約して解体工事を行う場合には、空

	<p>家所有者であるお母様の同意を得た上で、補助金を申請することができます。</p> <p>ただし、お母様以外にも空家の権利を有する者がいる場合には、その全員の同意が必要となります。</p> <p>また、お母様自身での申請手続きが困難な場合には、お母様から委任状を作成してもらい、手続きについて代行することができます。</p> <p>○補助金交付申請時までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お母様が作成した委任状【p. 11参考様式例第1参照】</li> <li>・空家の共有者全員分の同意書【p. 12参考様式例第2参照】</li> <li>・確約書【p. 16参考様式例第5参照】</li> <li>・共有者全員の続柄等を示す戸籍等の謄抄本</li> </ul> <p>を用意してください。</p> <p><b>Q2-1</b></p> <p>空家は母親名義で共有者はいませんでした。空家がある土地は借地であることが分かりました。この場合は、子供の私が申請することは可能ですか。</p> <p>A2-1</p> <p>上記同様、空家所有者のお母様の同意を得た上で、補助金を申請することができます。</p> <p>ただし、土地の所有者からも同意が必要となります。</p> <p>○補助金交付申請時までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お母様が作成した委任状【p. 11参考様式例第1参照】</li> <li>・土地所有者等の同意書【p. 13参考様式例第3参照】</li> <li>・確約書【p. 16参考様式例第5参照】</li> <li>・申請者と所有者との続柄等を示す戸籍等の謄抄本</li> </ul> <p>を用意してください。</p>
<p><b>Q3</b></p>	<p>市内に老朽空家等を所有していますが、市外に居住しています。補助金は申請できますか。</p>
<p>A3</p>	<p>申請できます。</p> <p>なお、遠方にお住まいのため、ご自身で申請等を行うことが困難な場合などには、申請手続きについて代行者を立てることができます。</p> <p>この場合、申請までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状【p. 11参考様式例第1参照】</li> </ul> <p>を作成してください。</p>

Q 4	空家等に抵当権等の設定がされている場合は対象となりますか。
A 4	補助の対象とはなりません。

### ◎対象となる解体工事について

Q 1	自分で行う解体工事は、対象となりますか。
A 1	補助の対象とはなりません。
Q 2	既に解体が終わっている又は解体中の工事は、補助の対象となりますか。
A 2	補助の対象とはなりません。 工事に着工する前に補助金の交付申請をし、交付決定を受ける必要があります。
Q 3	家屋の一部だけを除去する工事でも、補助の対象となりますか。
A 3	原則として、全ての家屋等を除去して更地にする工事を対象としています。部分的に解体する工事は対象なりません。
Q 4	家屋の解体と合わせて行う、ブロック塀や門扉、樹木の撤去工事も補助の対象となりますか。
A 4	補助対象になります。 ただし、家屋の解体を伴わない、ブロック塀や門扉、樹木のための撤去工事は対象なりません。
Q 5	家屋解体後の整地も補助の対象となりますか。
A 5	跡地の適正保全のため必要最小限度な範囲であれば、補助の対象となります。また、家屋等の解体に伴う廃材の運搬費や処分費についても補助の対象となります。

### ◎工事業者に関すること

Q 1	解体工事業者は、市が指定する業者でなくても良いのですか。
-----	------------------------------

A 1	<p>龍ヶ崎市内に本店、支店又は営業所の所在地を有する法人又は住所を有する個人業者であれば大丈夫です。市の指定はありません。</p> <p>ただし、解体工事を行う業者は、「建設業法」に基づく業種（とび、土木工事業）の許可、又は「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく県知事による登録を受けている必要があります。</p>
Q 2	<p><b>どの業者を選んだらよいかわかりません。業者を教えてください。</b></p>
A 2	<p>市が特定の業者をご紹介することはできませんが、下記の連絡先をご紹介します。</p> <p>○龍ヶ崎市建設業組合 0297-64-1621</p> <p>○茨城県解体工事協同組合 029-240-1917</p> <p>※工事費が適正であるかを確認するため、なるべく複数の業者から見積を取りましょう。</p>

## ◎補助金の額に関すること

Q 1	<p><b>補助金の額およびその算出方法を教えてください。</b></p>
A 1	<p>補助金の額は、補助対象工事の費用の2分の1かつ上限は50万円となります。</p> <p>(※補助対象経費を計算し、千円未満の端数があるときは切り捨てた額が補助金になります。)</p> <p><b>【例1】</b>  工事費用が80万円の場合、2分の1は40万円となるので、補助額は40万円です。</p> <p><b>【例2】</b>  工事費用が200万円の場合、2分の1は100万円となりますが、補助額は上限の50万円となります。</p>

Q 2	補助対象経費は消費税を含んだ金額ですか。
A 2	消費税を含む金額となります。
Q 3	対象空家等と合わせて、同一敷地内の一般家屋や物置を解体する場合、上限はいくらになりますか。
A 3	敷地を同じくするので、上限は50万円です。
Q 4	解体工事の途中で、工事内容や金額に変更があった場合、どうすればよいですか。
A 4	速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、補助金交付変更申請書を提出していただきます。

## ◎手続きに関すること

Q 1	補助金の申請書類は、どこで入手することができますか。
A 1	当市のホームページからダウンロードできます。 また、市役所4階交通防犯課でも入手ができます。
Q 2	補助金の申請窓口はどこですか。
A 2	龍ヶ崎市役所4階の交通防犯課となります。 電話0297-64-1111（内線492）
Q 3	申請等の手続きは工業者に代行させることはできますか。
A 3	工業者やご親族など申請者以外の者に、申請等の事務を代行させることができます。その場合、申請者が作成した『委任状』を提出してください。
Q 4	郵送での申請はできますか。
A 4	原則として、窓口に各書類を持参していただくこととしています。 なお、申請等の手続きについて代行者をたてることができます。



Q 5	空家等を2名の共有で所有していますが、連名で申請すればよいですか。また、補助金はそれぞれに支払われますか。
A 5	代表者を決め、その方が解体業者等と契約して解体工事を行い、単独で補助金の申請を行ってください。なお、申請にあたっては、他の共有者の方の同意書が必要となります。